

## 実質赤字比率

一般会計等（本町は一般会計以外はありません。）の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の割合です。

本町は赤字額が発生しておらず、比率はなし（－）となります。

### 【算定方法】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模とは地方公共団体の普通地方税・地方譲与税や地方交付税等（一般財源）の標準規模を示すものであり、地方債及び補助金等の特定財源は含まれません。